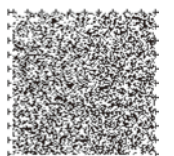
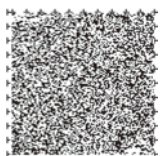


第6章

資料

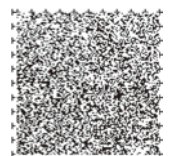




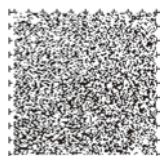
I 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 指標・関連事業一覧

1 指標一覧

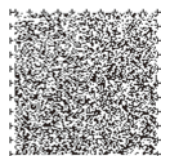
章	区分	No.	項目	現状	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	II 1(2)	①	あいサポーター数(累計)	173,167人 (H28年度)	190,000人	195,000人	200,000人
			あいサポートリーダー養成数(累計)	284人 (H25年度)	430人	490人	550人
			あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	650企業・団体	700企業・団体	750企業・団体
	II 2(1)	②	発達障害が診療できる医師数	158人 (H29年度)	172人	186人	200人
			医療従事者等に対する難病研修会	2回 (H29年度)	2回	2回	2回
	II 3(1)	④	精神科救急医療体制	24時間 365日対応 (H28年度)	24時間 365日対応	24時間 365日対応	24時間 365日対応
	II 3(3)	⑤	小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数	6か所 (H29年度)	7か所	7か所	7か所
			発達障害者支援地域協議会(発達障害児(者)支援連携委員会)の開催回数	2回 (H28年度)	2回	2回	2回
			発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人 (H28年度)	2人	(2人) ※前年度実績を踏まえて検討	(2人) ※前年度実績を踏まえて検討
			発達障害者支援センター実相談利用者数	563人 (H28年度)	580人	600人	620人
			発達障害者支援センター相談支援件数	1,528件 (H28年度)	1,600件	1,640件	1,680件
			発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数(延)	739件 (H28年度)	800件	830件	860件
			発達障害者支援センター一助言件数	652件 (H28年度)	710件	730件	760件
			発達障害者地域支援マネジャー助言件数	87件 (H28年度)	90件	100件	100件
			発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	162件 (H28年度)	170件	176件	183件
	II 3(4)	⑦	障害者虐待防止ネットワーク推進会議開催回数	1回 (H29年度)	1回	1回	1回
			県障害者虐待防止・権利擁護研修開催回数, 受講者数	2回 441人 (H29年度)	2回 500人	2回 500人	2回 500人
			国障害者虐待防止研修受講者数	4人 (H29年度)	4人	4人	4人
		⑧	成年後見制度利用支援事業利用者数	41人 (H28年度)	66人	71人	74人
			成年後見制度法人後見支援事業実施市町数	3市町 (H28年度)	5市町	5市町	5市町



章	区分	No.	項目	現状	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
第2章 (続き)	Ⅱ 3(5)	⑨	相談支援従事者指導者養成 研修派遣人数	4人 (H29年度)	4人	4人	4人	
		⑩	発達障害関係研修修了者数 (合計)	706人 (H29年度)	675人	675人	675人	
			基礎研修	433人 (H29年度)	400人	400人	400人	
			スキルアップ研修	124人 (H29年度)	125人	125人	125人	
			教育支援研修	149人 (H29年度)	150人	150人	150人	
		ペアレントメンター養成者 数	40人 (H29年度)	40人	40人	40人		
		ペアレントメンター・コー ディネーター養成者数	34人 (H29年度)	30人	30人	30人		
第3章 経済的な自立と社会参加を促進します	Ⅱ 1(1)	⑪	県内に本社のある50人以上 規模の企業で雇用されている 障害者の実人数	8,594人 (H29年度)	8,987人	9,379人	9,772人	
		⑫	障害者就業・生活支援セン ター登録者数	740人 (H28年度)	815人	855人	897人	
			障害者就業・生活支援セン ター相談・支援件数	4,342件 (H28年度)	4,516件	4,606件	4,698件	
			障害者就業・生活支援セン ター職場実習等あっせん件 数	56件 (H28年度)	62件	65件	68件	
			障害者就業・生活支援セ ンターを通じた就職件数	55件 (H28年度)	63件	67件	71件	
		⑬	障害者優先調達額	30,797千円 (H28年度)	34,000千円	35,000千円	36,000千円	
		⑭	福祉施設利用者の一般就労 (障害者委託訓練修了者・ 施設内訓練修了者数) <small>※施設内訓練修了者数は未集計</small>	2人 (H28年度)	4人	4人	4人	
		⑮	広島障害者職業能力開発校 就職率(施設内訓練修了者)	91.0% (H28年度)	80.0%	80.0%	80.0%	
			広島障害者職業能力開発校 就職率(障害者委託訓練修 了者)	44.4% (H28年度)	55.0%	55.0%	55.0%	
		Ⅱ 1(2)	⑯	県ホームページアクセシビ リティ	等級AA (H29年度)	等級AA	等級AA	等級AA
			⑰	音声コード貼付部数	203,000部 (H28年度)	215,000部	221,000部	227,000部
				活字文書読上げ装置設置数 (累計)	102台 (H28年度)	113台	119台	125台
			⑱	広島県障害者ITサポート センター講習会受講者数	63人 (H28年度)	70人	70人	70人
⑲	広島県聴覚障害者センター 利用者数		5,472人 (H28年度)	8,000人	9,000人	10,000人		
⑳	手話通訳者養成講座修了者 数		89人 (H28年度)	80人	80人	80人		
	要約筆記者養成講座修了者 数		48人 (H28年度)	40人	40人	40人		
	盲ろう者向け通訳・介助員 養成講座修了者数	15人 (H28年度)	15人	15人	15人			



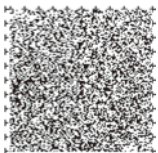
章	区分	No.	項目	現状	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第3章 (続き)	Ⅱ 1(3)	⑳	全国障害者スポーツ大会メ ダル獲得率(個人競技)	50.8% (H28 年度)	52.6%	54.8%	57.1%
			障がい者スポーツ指導員養 成者数	598 人 (H28 年度)	630 人	660 人	690 人
			東京パラリンピックへの本 県在住の出場選手数	0 人 (H28 年度) <small>※平成 28(2016)リオ大会</small>	—	—	4 人
	㉑	あいサポートアート展への 来場者数	2,160 人 (H28 年度)	2,600 人	2,800 人	3,000 人	
		広島県アートサポートセン ター相談, 指導者等派遣件 数	172 件 (H28 年度)	200 件	220 件	240 件	
第4章 障害児の健やかな育成を支援します	Ⅱ 1(2)	㉒	医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	—	6 人	11 人	23 人
	Ⅱ 1(3)	㉓	乳児健康診査の未受診率	—	—	3.0%	—
			1歳6か月児健康診査の未 受診率	6.1% (H27 年度)	—	4.0%	—
			3歳児健康診査の未受診率	8.6% (H27 年度)	—	6.0%	—
	㉔	障害児の受入人数 (保育所)	—	1,057 人	1,059 人	1,065 人	
		障害児の受入人数 (認定こども園)	—	230 人	241 人	248 人	
		障害児の受入人数 (放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ))	—	914 人	962 人	1,000 人	



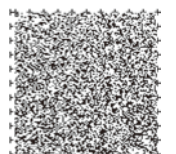
2 関連事業一覧

(1) 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

関連事業・取組	事業内容
II-1 障害への理解の促進	
(1) 障害に対する理解の促進	
障害者経済的自立支援事業 (専門家指導による技術・販売力向上事業) (障害者就労支援事業所売上向上対策事業)	「S-1サミット」の開催や、障害者就労施設製品の販売、福祉情報の発信、県民との交流、就労実習の場である「ふれ愛プラザ」の設置・運営を支援する。
あいサポートプロジェクト実施事業	県民の障害に対する理解の促進を図るため、県民と障害者が触れ合うことができる「アート展」や「ふれあいコンサート」を開催する。
発達障害地域支援体制推進事業 (家族支援体制推進事業)	発達障害に対する県民の正しい理解促進のため、発達障害週間のイベントや、県民等を対象とした講演会等を実施する。
(2) あいサポートプロジェクトの推進	
あいサポートプロジェクト実施事業【再掲】	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートリーダーの養成研修を実施するとともに、障害者の芸術活動への参加による「アート展」、「ふれあいコンサート」を開催する。
障害者社会参加推進事業 (心のバリアフリー推進事業)	ヘルプマークやヘルプカードの普及促進を図り、県民の心のバリアフリーを推進する。
II-2 保健、医療の充実	
(1) 保健・医療提供体制の充実	
県立社会福祉施設管理事業費 (障害者リハビリテーションセンター運営委託費)	県立障害者リハビリテーションセンターの管理運営等を行う。
発達障害地域支援体制推進事業 (発達障害医療機関ネットワーク構築事業)	発達障害の診断ができる医師の養成及び医療機関の役割分担と連携による医療機関ネットワークを構築する。
高次脳機能障害対策事業	広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに、高次脳機能地域支援センターとのネットワークを強化する。
心身障害児対策費	新生児期に先天性代謝異常等検査を行い、異常や疾病等を早期に発見し、後の治療とあいまって障害を予防する。
精神科救急医療システム整備事業	精神科救急医療システムとして、精神科救急医療施設、精神科救急医療センター、精神科救急情報センター等を運営する。
精神保健活動事業	保健所において地域住民の精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施する。
総合精神保健福祉センター事業	精神保健福祉に関する技術的中核機関である総合精神保健福祉センターを運営する。
ひきこもり等対策事業	ひきこもり相談支援センターを運営するとともに、「こころの電話相談」や保健所による相談対応を実施する。
特定医療費（指定難病）支給認定事業	難病について、治療研究を推進することで医療の確立を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
難病相談等支援事業	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 (県立障害者関係施設整備費)	県立障害者関係施設の保全工事、備品購入等を行う。
地域医療連携推進事業	うつ病の早期対応を行うため、かかりつけ医と精神科医の医療連携を推進する。
認知症医療・介護連携強化事業	認知症疾患医療センターの運営を行い、医療と介護の連携による認知症患者への地域支援体制を構築する。



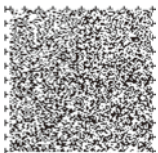
関連事業・取組		事業内容
	自殺予防対策推進事業	フリーダイヤルによる電話相談窓口の設置等を行う。
	精神医療審査会事業	精神科病院入院患者の人権保護のため、定期病状報告等の審査を行うとともに、入院病状審査を実施する。
(2) 医療と福祉の連携		
	地域生活定着支援事業	広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰宅先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援する。
II-3 地域生活の支援体制の構築		
(1) 障害福祉サービス等の提供		
	パーキング・パーミット制度運営事業 (思いやり駐車場制度)	障害のある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証を交付する。
	障害者地域生活支援体制推進事業 (都道府県自立支援協議会運営事業)	自立支援に係る総括・意思決定、市町の協議会への助言、障害福祉計画の策定等を協議するため、協議会及び専門部会を開催する。
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴児に対し、市町が行った補聴器購入費の助成額の1/2を補助する。
	障害者総合支援法関係事業 (障害者介護サービス等給付事業)	障害者の福祉の増進を図るため、市町が支弁する障害福祉サービスの給付に要する費用の一部を負担する。
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業	障害者総合支援法に基づく重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額を超過している市町に対し財政支援を行う。
	市町障害者地域生活支援事業	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
	障害者社会参加促進事業 (身体障害者補助犬育成事業)	社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。
(2) 住まいの場の確保		
	社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
(3) 相談支援体制の構築		
	障害者地域生活支援体制推進事業 (県自立支援協議会運営事業 [アドバイザー派遣])	市町に相談支援アドバイザーを派遣し、自立支援協議会の運営や地域生活支援拠点等(システム)等に関する助言を行う。
	難病患者地域支援事業	難病患者のための相談、支援及び在宅療養生活の支援に係る助成を行う。
	難病等相談支援事業【再掲】	難病対策センターを設置し、相談や就労支援等を行う。
	小児難病相談事業	小児難病患者等への総合的な支援を行うため、相談事業及び交流事業等を行う。
	ろうあ者専門相談員設置費	手話等によって聴覚障害者からの各種相談に応じるため、ろうあ者専門相談員を県関係6機関に配置する。
	身体障害者福祉法施行事務費 (身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の運営を行う。
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援法に基づき、発達障害児(者)や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。
(4) 権利擁護の推進		
	福祉サービス利用援助事業	判断能力が低下し、生活等に不安を抱える人に対して、各種サービスの利用援助、金銭管理等のサービスを提供する。
	障害者虐待防止・権利擁護推進事業	障害者虐待防止法の規定に基づく県障害者権利擁護センターの運営、研修等を実施する。



関連事業・取組	事業内容
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	
社会福祉人材育成センター設置事業	広島県社会福祉人材育成センターを拠点として、福祉・介護人材のマッチングに向け、相談、職場体験、事業所の紹介、合同求人面談会等を実施する。
福祉・介護人材確保等総合支援事業	広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心とし、行政や関係団体が一体となり、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を総合的に推進する。
福祉サービス苦情解決事業	助言、相談、調査若しくはあっせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (県障害者介護給付等不服審査会設置運営経費)	市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議する広島県障害者介護給付費等不服審査会を開催する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (障害者相談支援従事者等研修事業)	相談支援従事者、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員等の研修を実施する。
障害者社会参加推進事業 (身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業)	市町が配置している身体障害者相談員及び知的障害者相談員への研修を実施する。
発達障害地域支援体制推進事業 (地域支援体制整備事業)	発達障害者とその家族が、身近な地域で障害特性に配慮した支援を受け、当事者の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進し、地域支援機能の強化を図る。

(2) 第3章 経済的な自立と社会参加を促進します

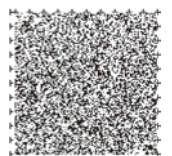
関連事業・取組	事業内容
II-1 自立と社会参加の促進	
(1) 雇用・就労の促進	
障害者雇用・就業促進事業	障害者に対する就労支援のため、職場適応訓練や障害者合同面接会を実施する。また、県内企業における障害者雇用の促進のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及びビジネスモデルの推奨を実施する。
訓練手当	公共職業能力開発施設等で職業訓練を受講する者(障害者・母子家庭の母等の就職困難者)に対して、訓練手当を支給する。
障害者就職支援事業	雇用・就業を希望する障害者に対して、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。
障害者職業訓練講師事業	広島障害者職業能力開発校に日額講師や時間講師、介護訓練嘱託員、手話通訳嘱託員、精神保健福祉士嘱託員、障害者就労支援嘱託員を配置する。
障害者職業能力開発校費	主に中国四国地方の就業を希望する障害者を対象に、個々の障害者の能力や適性に合った訓練を広島障害者職業能力開発校(国立県営)において実施する。
あいサポートプロジェクト事業【再掲】	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、あいサポーターやあいサポートリーダーの養成研修やあいサポート企業・団体の認定を行う。
障害者経済的自立支援事業 (事業所職員スキルアップ事業) (専門家指導による技術・販売力向上事業)【再掲】 (障害者就労支援事業所売上向上対策事業)【再掲】 (農福連携による障害者の就労促進事業)	障害者の工賃向上のため、事業所職員への研修、「S-1サミット」の開催、共同受注窓口の運営、「ふれ愛プラザ」への支援、農業と福祉が連携した取組等を行う。
障害者就業・生活支援センター運営事業	支援を必要とする障害者に対して、生活支援担当職員が家庭及び職場等を訪問し、就業及び職場定着これに伴う日常生活に必要な支援を行う。



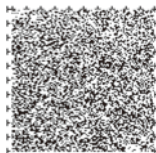
関連事業・取組	事業内容
(2) 情報の保障の強化	
HP作成管理システムの管理運営	障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用するための「アクセシビリティガイドライン」に基づき、システムによるチェックを行う。
広報紙の点字版等の作成	県内の視覚障害者に対し、県立視覚障害者情報センターを通じて、県民だよりの点字版、テープ・CD版を送付する。
テレビ広報における字幕表示	字幕表示をクローズドキャプションで実施する。
視覚障害者情報センター運営委託費	県内の視覚障害者に対し、点字刊行物及び視覚障害者用録音物の貸出などの情報提供サービスや、点訳・朗読ボランティア養成等の事業を行う。
市町障害者地域生活支援事業【再掲】	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町が実施する地域生活支援事業に対し、補助を行う。
障害者ITサポートセンター設置事業	情報技術（IT）を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図るため、パソコン講習等を実施する。
障害者社会参加推進事業	障害者が社会の構成員として地域の中で共生し、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加推進施策を実施する。
広島県聴覚障害者センター運営事業	聴覚障害者のための情報・意思疎通支援の拠点施設として、聴覚障害者用の録音物等の製作・貸出、手話通訳者等の養成・派遣、相談、交流事業等を実施する。
(3) スポーツ・芸術文化活動の振興	
パラムーブメント推進事業 （障害者スポーツの推進）	障害者の健康の保持増進や社会参加の促進を図るとともに、競技性の向上に伴う障害者スポーツの振興など多様なニーズに対応し、もって共生社会の実現に寄与する。
パラムーブメント推進事業 （障害者芸術文化の振興）	障害者芸術文化活動に係る普及啓発、創作活動支援等を実施し活動基盤の充実・強化を図るとともに、あいサポートアート展やあいサポートふれあいコンサートの実施により発表の機会を確保し、もって共生社会の実現に寄与する。

(3) 第4章 障害児の健やかな育成を支援します

関連事業・取組	事業内容
II-1 障害児の健やかな育成のための支援	
(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	
障害児等療育支援事業	在宅の障害児等に対し訪問療育、外来療育や相談に応じるとともに、障害児の通う保育所等の療育技術への指導・助言などを行う。
長期療養児療育相談指導事業	長期療養児に対する専門医等による相談や訪問指導を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 （福山若草育成園運営委託費）	県立福山若草園の管理運営等を行う。
県立社会福祉施設管理事業費 （わかば療育園運営委託費）	県立障害者療育支援センターの管理運営等を行う。
児童福祉施設措置費（障害）	障害児入所施設に入所させる措置に要する経費を支出する。
障害児施設給付費	障害児が利用契約に基づく支援を受けた場合に、それに要する経費を支出する。

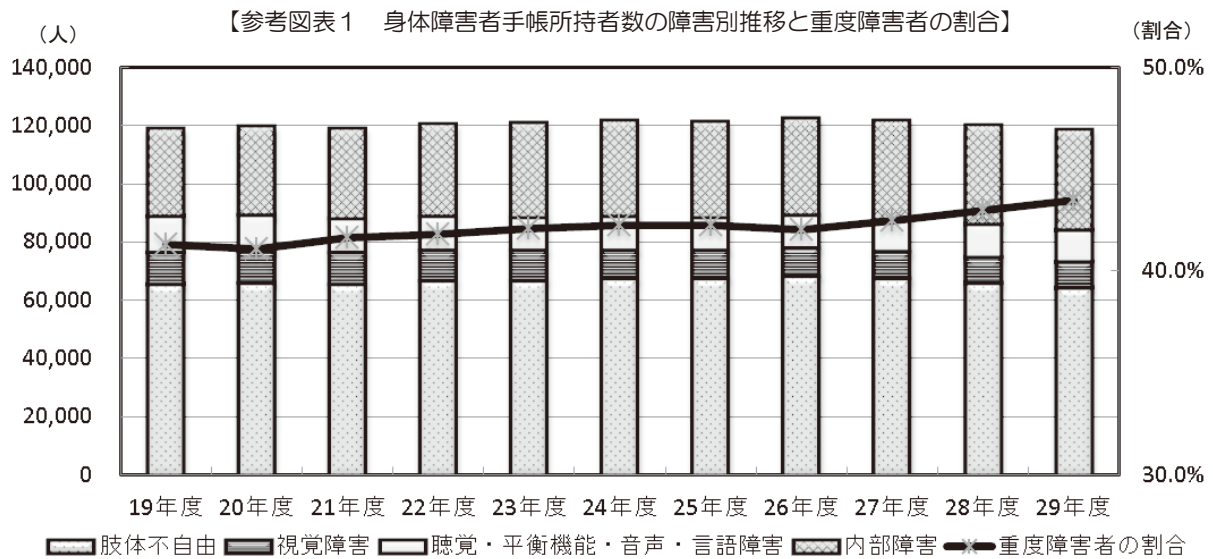


関連事業・取組	事業内容
発達障害地域支援体制推進事業 (地域支援体制整備事業)【再掲】	発達障害者とその家族が、身近な地域で障害特性に配慮した支援を受け、当事者の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進し、地域支援機能の強化を図る。
発達障害者支援センター運営事業【再掲】	発達障害者支援法に基づき、発達障害児(者)や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターを運営する。
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
県立医療型障害児入所施設整備事業	県立医療型障害児入所施設(わかば療育園、若草療育園、若草園)について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児(者)の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
(2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
障害者地域生活支援体制推進事業 (医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各圏域及び各市町において、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等で構成される協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備を促進する。
障害者地域生活支援体制推進事業 (医療的ケア児支援コーディネーター研修)	医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材や医療的ケア児に係る関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を実施する。
県立医療型障害児入所施設整備事業【再掲】	県立医療型障害児入所施設(わかば療育園、若草療育園、若草園)について、療育環境の改善を図るとともに、重症心身障害児(者)の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を行う。
社会福祉施設整備費補助金 (障害福祉サービス事業所等整備費補助金)【再掲】	社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の創設、改築及び大規模修繕等の整備に要する経費を補助する。
高次脳機能障害対策事業【再掲】	広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに、高次脳機能地域支援センターとのネットワークを強化する。
障害者虐待防止・権利擁護推進事業【再掲】	障害者虐待防止法の規定に基づく県障害者権利擁護センターの運営、研修等を実施する。
(3) 関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進	
ひろしま版ネウボラ構築事業	母子保健と子育て支援が一体となった子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」をモデル的に設置し、効果や課題の検証を行うとともに、専門職確保のための研修等を実施する。



Ⅱ 障害者等の状況

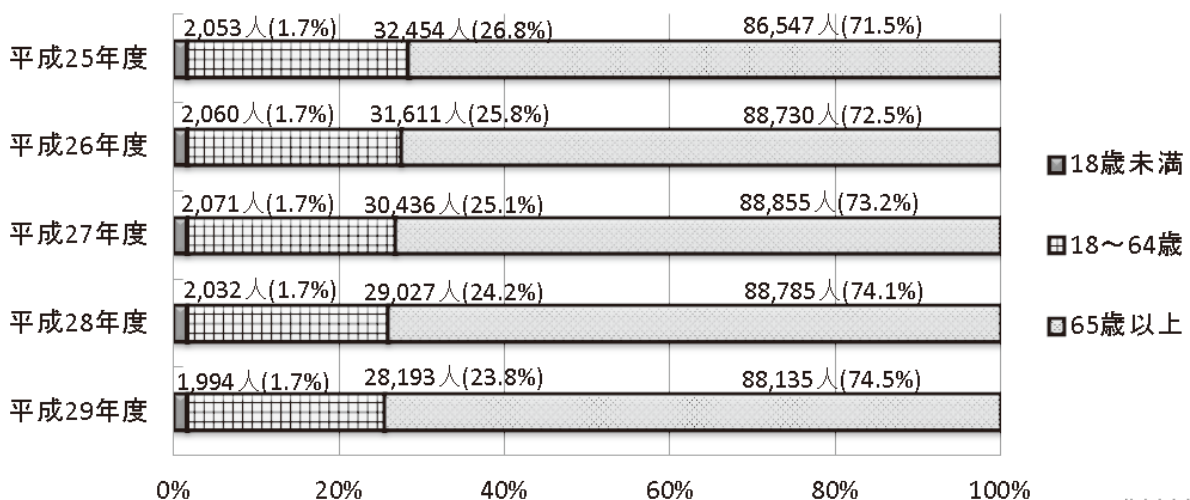
1 身体障害児（者）



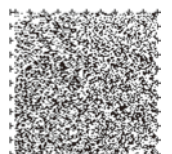
	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
肢体不自由	65,248	65,873	65,443	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302
視覚障害	11,057	10,933	10,633	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878
聴覚障害者等	12,346	12,209	11,904	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927
内部障害	30,015	30,318	30,859	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215
計	118,666	119,333	118,839	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	48,992 41.3%	49,021 41.1%	49,489 41.6%	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

【参考図表2 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移】

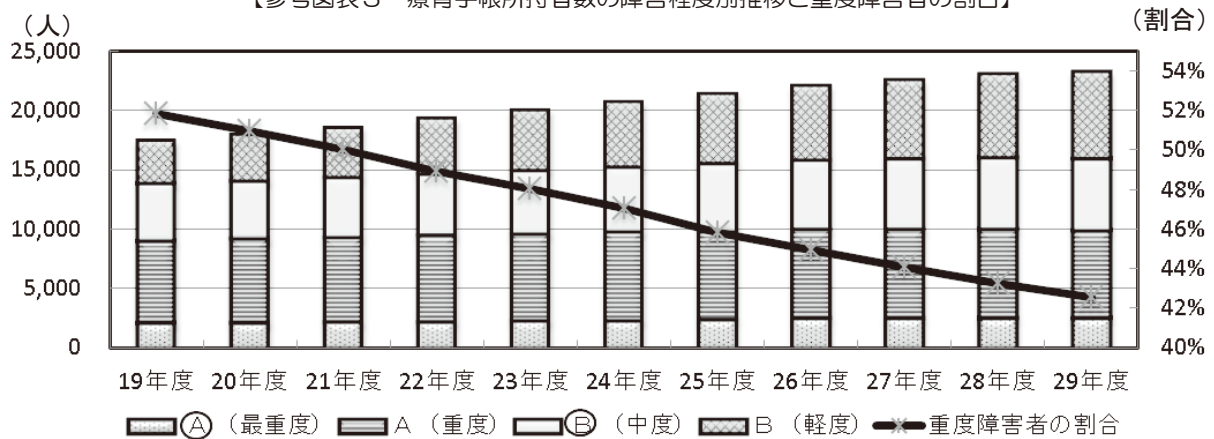


※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）



2 知的障害児（者）

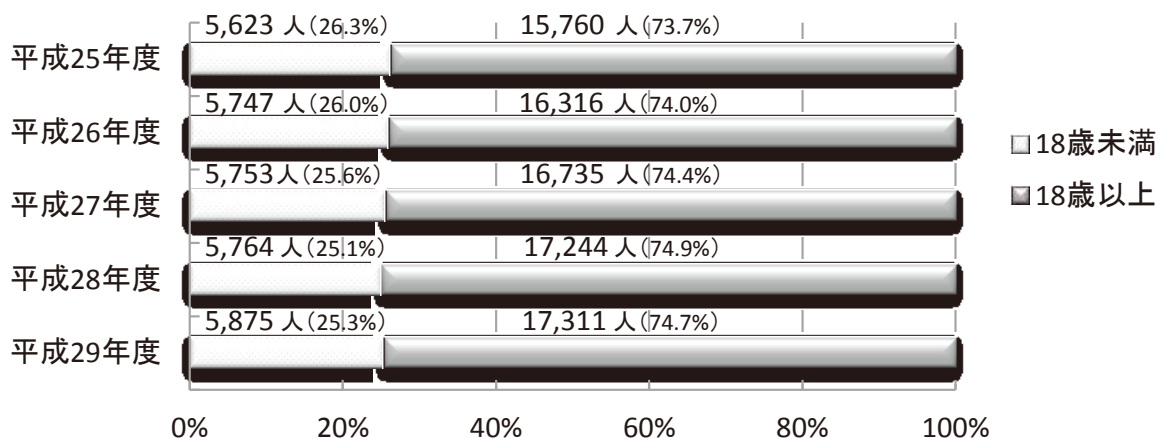
【参考図表3 療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合】



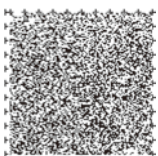
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(A) 最重度	2,073	2,096	2,144	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492
A (重度)	6,947	7,045	7,141	7,241	7,379	7,430	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369
(B) 中度	4,823	4,924	5,068	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032
B (軽度)	3,566	3,876	4,208	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293
計	17,409	17,941	18,561	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186
(A)+A (全体に占める割合)	9,020 51.8%	9,141 51.0%	9,285 50.0%	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%

※前年度3月31日現在（広島市を含む）

【参考図表4 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移】

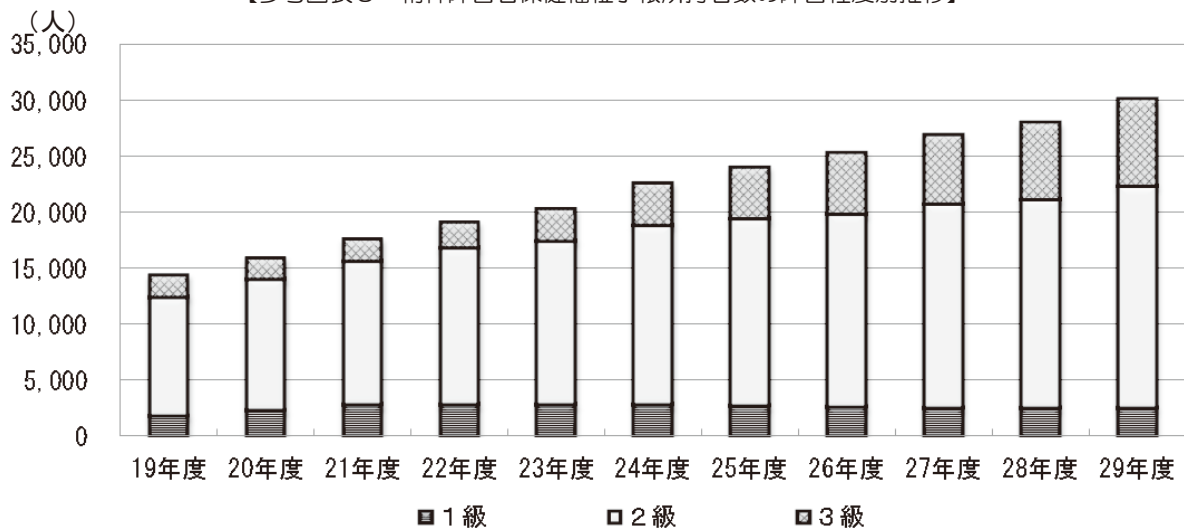


※ 前年度3月31日現在（広島市を含む）



3 精神障害者

【参考図表5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移】

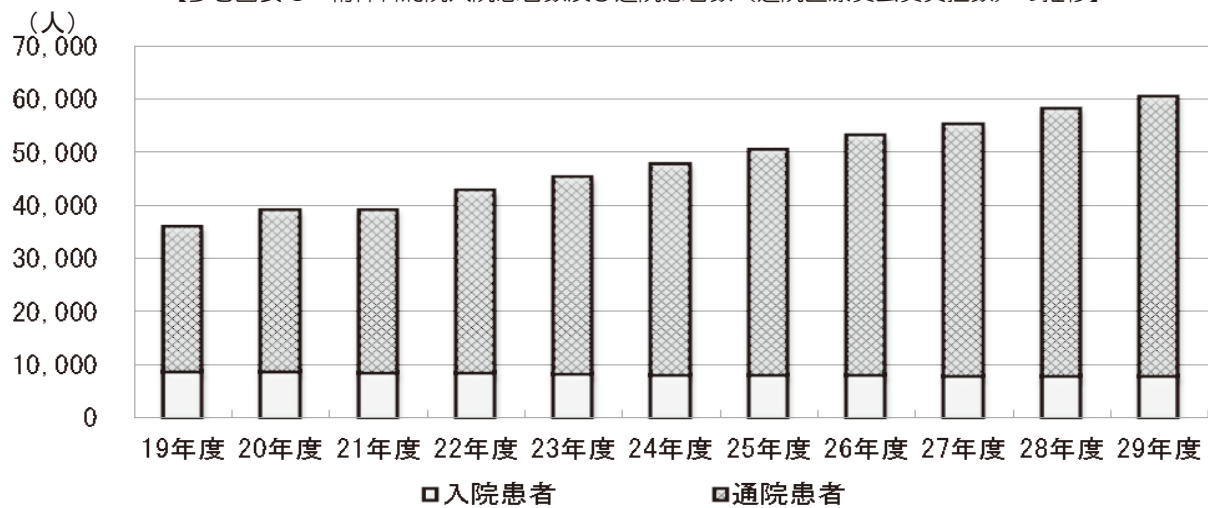


(単位: 人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	1,830	2,338	2,759	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517
2級	10,674	11,758	12,895	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898
3級	1,945	1,891	1,996	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726
合計	14,449	15,987	17,650	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141

※前年度3月31日現在(広島市を含む)

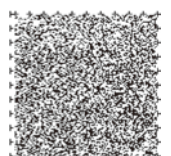
【参考図表6 精神科病院入院患者数及び通院患者数(通院医療費公費負担数)の推移】



(単位: 人)

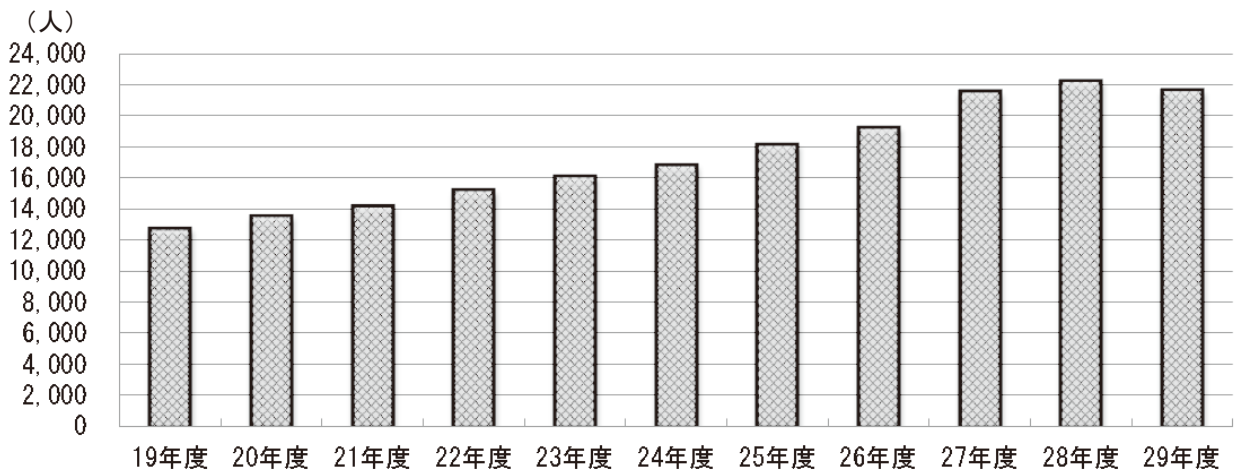
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入院患者	8,714	8,577	8,369	8,383	8,186	8,125	8,079	8,122	7,797	7,818	7,839
通院患者	27,322	30,500	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632
計	36,036	39,077	39,123	42,760	45,318	47,841	50,429	53,115	55,312	58,211	60,471

※各年度6月30日現在(広島市を含む)



4 難病患者

【参考図表7 特定医療費（指定難病）受給者数の推移】

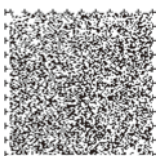


(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定医療費(指定難病)承認数	12,728	13,520	14,180	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638

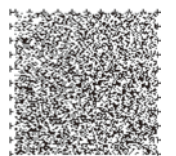
※ 前年度3月31日現在（広島市を含む）
 ※ 平成27年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

- なお、平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、次の330の疾患が「指定難病」として医療費助成の対象となっています。（「指定難病」の対象となっていないスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎についても、既に受給者証の交付を受けている方は、引き続き医療費助成を受けることができます。）

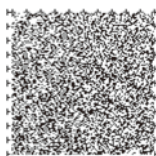


「指定難病」対象疾患

01 球脊髄性筋萎縮症	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
02 筋萎縮性側索硬化症	63 特発性血小板減少性紫斑病
03 脊髄性筋萎縮症	64 血栓性血小板減少性紫斑病
04 原発性側索硬化症	65 原発性免疫不全症候群
05 進行性核上性麻痺	66 I g A 腎症
06 パーキンソン病	67 多発性嚢胞腎
07 大脳皮質基底核変性症	68 黄色靱帯骨化症
08 ハンチントン病	69 後縦靱帯骨化症
09 神経有棘赤血球症	70 広範脊柱管狭窄症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	71 特発性大腿骨頭壊死症
11 重症筋無力症	72 下垂体性ADH分泌異常症
12 先天性筋無力症候群	73 下垂体性TSH分泌亢進症
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	74 下垂体性PRL分泌亢進症
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	75 クッシング病
15 封入体筋炎	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
16 クロウ・深瀬症候群	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
17 多系統萎縮症	78 下垂体前葉機能低下症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
19 ライソゾーム病	80 甲状腺ホルモン不応症
20 副腎白質ジストロフィー	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
21 ミトコンドリア病	82 先天性副腎低形成症
22 もやもや病	83 アジソン病
23 プリオン病	84 サルコイドーシス
24 亜急性硬化性全脳炎	85 特発性間質性肺炎
25 進行性多発性白質脳症	86 肺動脈性肺高血圧症
26 HTLV-1関連脊髄症	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
27 特発性基底核石灰化症	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
28 全身性アミロイドーシス	89 リンパ脈管筋腫症
29 ウルリッヒ病	90 網膜色素変性症
30 遠位型ミオパチー	91 バッド・キアリ症候群
31 ベスレムミオパチー	92 特発性門脈圧亢進症
32 自己食空胞性ミオパチー	93 原発性胆汁性肝硬変
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	94 原発性硬化性胆管炎
34 神経線維腫症	95 自己免疫性肝炎
35 天疱瘡	96 クローン病
36 表皮水疱症	97 潰瘍性大腸炎
37 膿疱性乾癬(汎発型)	98 好酸球性消化管疾患
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
39 中毒性表皮壊死症	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
40 高安静脈炎	101 腸管神経節細胞減少症
41 巨細胞性動脈炎	102 ルピンシュタイン・テイビ症候群
42 結節性多発動脈炎	103 CFC症候群
43 顕微鏡的多発血管炎	104 コステロ症候群
44 多発血管炎性肉芽腫症	105 チャージ症候群
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	106 クリオピリン関連周期熱症候群
46 悪性関節リウマチ	107 全身型若年性特発性関節炎
47 バーシャー病	108 TNF受容体関連周期性症候群
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	109 非典型溶血性尿毒症症候群
49 全身性エリテマトーデス	110 ブラウ症候群
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	111 先天性ミオパチー
51 全身性強皮症	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
52 混合性結合組織病	113 筋ジストロフィー
53 シェーグレン症候群	114 非ジストロフィー性ミオニー症候群
54 成人スチル病	115 遺伝性周期性四肢麻痺
55 再発性多発軟骨炎	116 アトピー性脊髄炎
56 ベーチェット病	117 脊髄空洞症
57 特発性拡張型心筋症	118 脊髄髄膜瘤
58 肥大型心筋症	119 アイザックス症候群
59 拘束型心筋症	120 遺伝性ジストニア
60 再生不良性貧血	121 神経フェリチン症
61 自己免疫性溶血性貧血	122 脳表ヘモジデリン沈着症



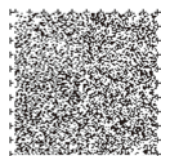
「指定難病」対象疾患	
123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	184 アントレー・ピクスラー症候群
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	185 コフィン・シリス症候群
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	186 ロスムンド・トムソン症候群
126 ペリー症候群	187 歌舞伎症候群
127 前頭側頭葉変性症	188 多脾症候群
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎	189 無脾症候群
129 痙攣重積型(二相生)急性脳症	190 鰓耳腎症候群
130 先天性無痛無汗症	191 ウェルナー症候群
131 アレキサンダー病	192 コケイン症候群
132 先天性核上性球麻痺	193 プラダー・ウィリ症候群
133 メビウス症候群	194 ソトス症候群
134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	195 ヌーナン症候群
135 アイカルディ症候群	196 ヤング・シンプソン症候群
136 片側巨脳症	197 1p36欠失症候群
137 限局性皮質異形成	198 4p欠失症候群
138 神経細胞移動異常症	199 5p欠失症候群
139 先天性大脳白質形成不全症	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
140 ドラベ症候群	201 アンジェルマン症候群
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	202 スミス・マギニス症候群
142 ミオクロニー欠神てんかん	203 22p11.2欠失症候群
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	204 エマヌエル症候群
144 レノックス・ガストー症候群	205 脆弱X症候群関連疾患
145 ウエスト症候群	206 脆弱X症候群
146 大田原症候群	207 総動脈幹遺残症
147 早期ミオクロニー脳症	208 修正大血管転位症
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	209 完全大血管転位症
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	210 単心室症
150 環状20番染色体症候群	211 左心低形成症候群
151 ラスマッセン脳炎	212 三尖弁閉鎖症
152 PCDH19関連症候群	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	215 ファロー四徴症
155 ランドウ・クレフナー症候群	216 両大血管右室起始症
156 レット症候群	217 エプスタイン病
157 スタージ・ウェーバー症候群	218 アルポート症候群
158 結節性硬化症	219 ギャロウェイ・モワト症候群
159 色素性乾皮症	220 急速進行性糸球体腎炎
160 先天性魚鱗癬	221 抗糸球体基底膜腎炎
161 家族性良性慢性天疱瘡	222 一次性ネフローゼ症候群
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
163 特発性後天性全身性無汗症	224 紫斑病性腎炎
164 眼皮膚白皮症	225 先天性腎性尿崩症
165 肥厚性皮膚骨膜炎	226 間質性膀胱炎(ハンナ型)
166 弾性線維性仮性黄色腫	227 オスラー病
167 マルフアン症候群	228 閉塞性細気管支炎
168 エーラス・ダンロス症候群	229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
169 メンケス病	230 肺動脈低換気症候群
170 オクシタル・ホーン症候群	231 $\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
171 ウィルソン病	232 カーニー複合
172 低ホスファターゼ症	233 ウォルフラム症候群
173 VATER症候群	234 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
174 那須・ハコラ病	235 副甲状腺機能低下症
175 ウィーバー症候群	236 偽性副甲状腺機能低下症
176 コフィン・ローリー症候群	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
177 有馬症候群	238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
178 モワット・ウィルソン症候群	239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
179 ウィリアムズ症候群	240 フェニルケトン尿症
180 ATTR-X症候群	241 高チロシン血症1型
181 クルーゾン症候群	242 高チロシン血症2型
182 アペール症候群	243 高チロシン血症3型
183 ファイファー症候群	244 メーブルシロップ尿症



「指定難病」対象疾患	
245 プロピオン酸血症	290 非特異性多発性小腸潰瘍症
246 メチルマロン酸血症	291 ヒルシユスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
247 イソ吉草酸血症	292 総排泄腔外反症
248 グルコーストランスポーター1欠損症	293 総排泄腔遺残
249 グルタル酸血症1型	294 先天性横隔膜ヘルニア
250 グルタル酸血症2型	295 乳幼児肝巨大血管腫
251 尿素サイクル異常症	296 胆道閉鎖症
252 リジン尿性蛋白不耐症	297 アラジール症候群
253 先天性葉酸吸収不全	298 遺伝性膀胱炎
254 ポルフィリン症	299 嚢胞性線維症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	300 IgG4関連疾患
256 筋型糖原病	301 黄斑ジストロフィー
257 肝型糖原病	302 レーベル遺伝性視神経症
258 ガラクトース1-リン酸リゾトランスフェラーゼ欠損症	303 アッシュャー症候群
259 リンチノリスチンアルトランスフェラーゼ欠損症	304 若年発症型両側性感音難聴
260 シトステロール血症	305 遅発性内リンパ水腫
261 タンジール病	306 好酸球性副鼻腔炎
262 原発性高カイロミクロン血症	307 カナバン病
263 脳髄黄色腫症	308 進行性白質脳症
264 無βリボタンパク血症	309 進行性ミオクローヌスてんかん
265 脂肪萎縮症	310 先天異常症候群
266 家族性地中海熱	311 先天性三尖弁狭窄症
267 高IgD症候群	312 先天性僧帽弁狭窄症
268 中條・西村症候群	313 先天性肺静脈狭窄症
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	314 左肺動脈右肺動脈起始症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症
271 強直性脊椎炎	316 カルニチン回路異常症
272 進行性骨化性線維異形成症	317 三頭酵素欠損症
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症	318 シトリン欠損症
274 骨形成不全症	319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
275 タナトフォリック骨異形成症	320 先天性グリコシルホスファチジルイノリトール（GPI）欠損症
276 軟骨無形成症	321 非ケトーシス型高グリシン血症
277 リンパ管腫症／ゴーハム病	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	324 メチルグルタコン酸尿症
280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	325 遺伝性自己炎症疾患
281 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	326 大理石骨症
282 先天性赤血球形成異常性貧血	327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
283 後天性赤芽球癆	328 前眼部形成異常
284 ダイアモンド・ブラックファン貧血	329 無虹彩症
285 ファンコニ貧血	330 先天性気管狭窄症
286 遺伝性鉄芽球性貧血	
287 エプスタイン症候群	
288 自己免疫性後天性凝固因子欠病症	
289 クロンカイト・カナダ症候群	

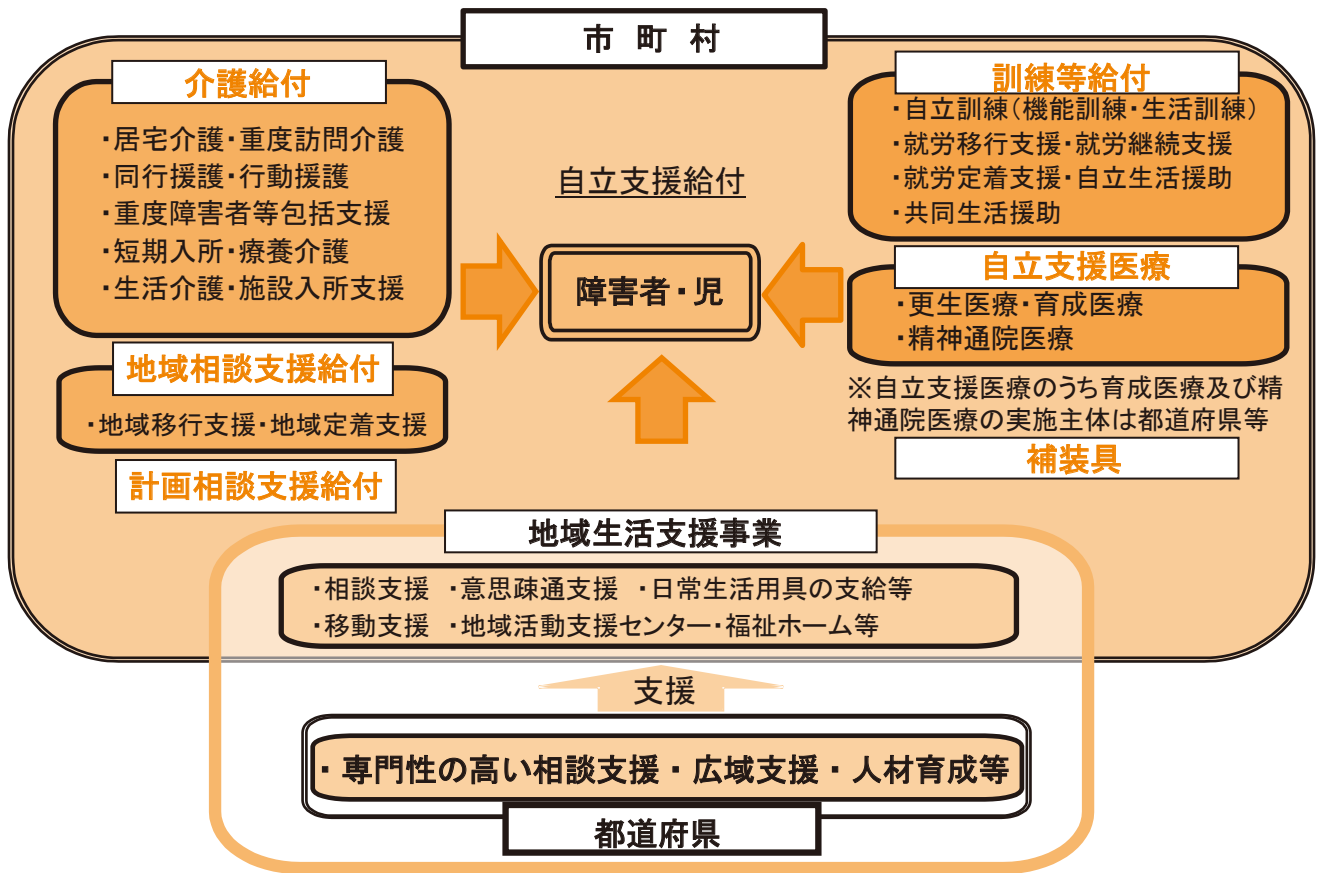
5 発達障害児（者）

広島県の発達障害児（者）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24年（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推計値）は6.5パーセントという結果が出ています。

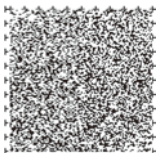
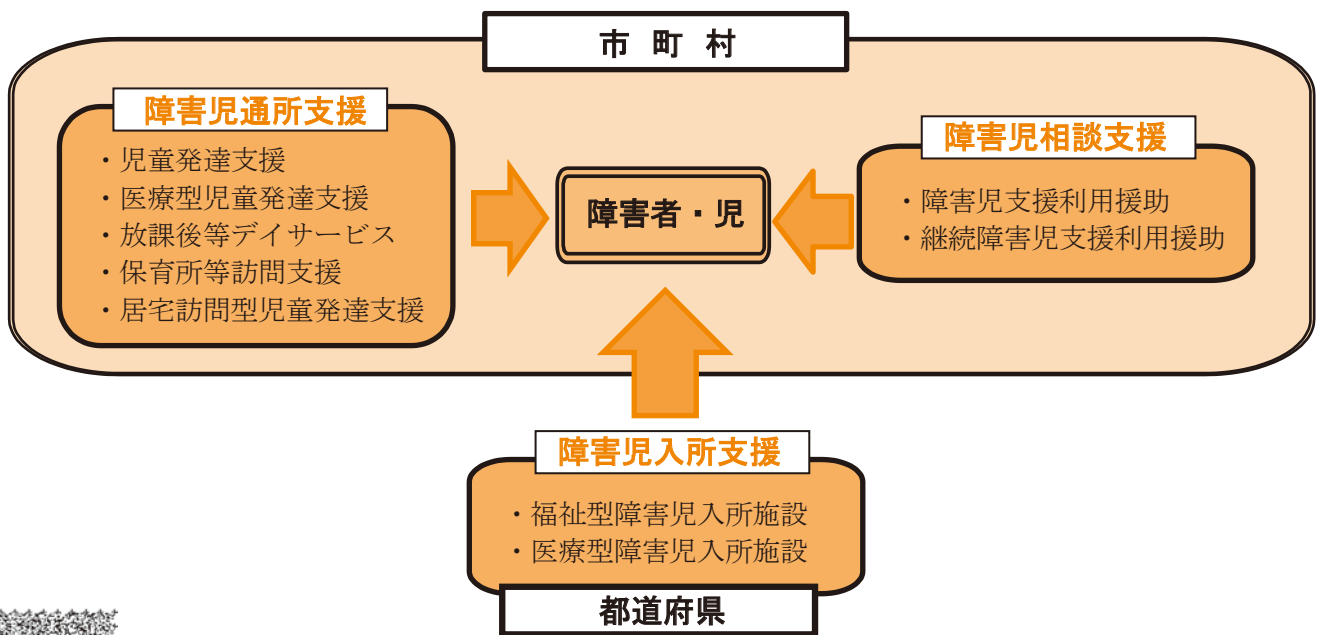


Ⅲ 障害者・障害児に対する福祉サービスの体系等

1 障害者総合支援法によるサービスの体系図



2 児童福祉法によるサービスの体系図

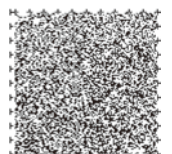


3 障害福祉サービス等の種類と内容（平成30（2018）年3月現在）

◆ 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援※	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助※	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
相談支援	計画相談支援（サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援（継続サービス利用支援）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。

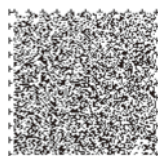
※就労定着支援、自立生活援助については、平成30（2018）年4月からサービス開始予定。



◆ 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
市町地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、相談支援機能の強化を図ることを目的として、基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、必要な費用の全部または一部を補助します。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や、法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進に関する事業を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通をはかることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。
	日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。
	福祉ホーム運営事業	住居を必要としている障害者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
県地域生活支援事業等	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など高い専門性を要する相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を行います。
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区域を越えて移動する等の場合に、意思疎通支援を行う者の広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。

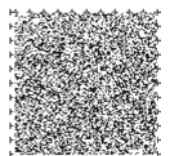
注) 市町地域生活支援事業には、その他に訪問入浴サービス事業、レクリエーション活動等支援事業などがあります。



◆ 児童福祉法のサービス

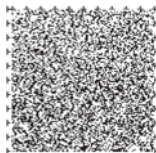
区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	○児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の支援拠点として「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」等を行います。
	医療型児童発達支援	○児童発達支援 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（又は利用予定）の障害児に対して、訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援※	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。医療型は、医療も提供します。
	医療型障害児入所施設	
障害児相談支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助）	障害児通所支援を利用する障害のある子供等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援（継続障害児支援利用援助）	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。

※居宅訪問型児童発達支援については、平成30年（2018）年4月からサービス開始予定。



IV 雇用支援機関・制度等の種類と内容

	種類	内容
雇用支援機関等	公共職業安定所	職業紹介、職業指導等の業務を行う国の機関で、障害者には、職業相談、就職のあっせん、就職後のアフターケア及び職業訓練のあっせん等を行い、事業所には、障害者の採用等に係る相談に応じます。
	障害者職業センター	地域の職業リハビリテーションネットワークの中核として、障害者職業力カウンセラーを配置し、公共職業安定所等の関係機関との緊密な連携の下、職業リハビリテーションサービスを実施しています。障害者に対しては、職業相談・職業評価や就職前の職業指導、職場適応指導等を実施し、事業所には、障害者の受入れや受入れ後の相談等の支援を行います。
	障害者就業・生活支援センター	障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及び生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなどを行う機関で、県が指定する社会福祉法人等が運営しています。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	障害者雇用納付金の申告納付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付等を行うほか、障害者の雇用啓発活動、障害者雇用に関する各種講習会の開催等を行っています。
	広島障害者職業能力開発校	障害者が様々な職業についての知識や専門的な技術、技能を習得するため、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、施設内等で職業訓練を実施しています。
制度等	障害者委託訓練	広島障害者職業能力開発校において、障害者の就職促進及び雇用の継続を図るため、雇用・就業を希望する障害者に対し、個々の障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。
	職場適応訓練	障害者の採用を希望する事業主が、訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事が事業主に委託する訓練制度で、事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。
	障害者トライアル雇用事業	事業所で原則3か月間のトライアル雇用を行い、適性や業務遂行可能性を見極め、企業と労働者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。事業主に対してはトライアル雇用奨励金が、対象者には事業所から賃金が支給されます。
	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	就職前（実習期間）、就職と同時に、又は就職後において、障害者職業センターがジョブコーチを派遣して、障害者が職場に適応できるように、障害者、事業主双方に支援を行います。
	ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）	特別支援学校において、就職指導の充実のために、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業とのマッチング、企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、保護者等を対象とする研修会の講師などの業務を専任で行う者です。
	就労支援員	就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業を行う者が、配置すべき従業者で、職場開拓や職場実習の指導等の支援を行います。
	障害者多数雇用事業者認定制度	県が、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、物品の調達に当たり、当該事業者に対する受注機会の拡大を図る制度です。
	障害者雇用支援合同会議	障害者の一般就労への移行を促進するため、就労支援の関係者の連携を図り、就労支援の取組の推進等、統一的な施策を進めていくための合同会議である。広島県においては、広島県障害者自立支援協議会を位置づけています。



V 指定障害福祉サービス等事業所数（圏域別）

1 訪問系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	居宅介護	重度訪問 介護	同行援護	行動援護	重度障害者 等包括支援	計
広島	312	303	75	11	0	701
広島西	21	19	9	1	0	50
呉	50	46	22	6	0	124
広島中央	38	36	17	13	0	104
尾三	49	47	22	10	0	128
福山・府中	83	79	33	21	1	217
備北	21	20	6	3	0	50
計	574	550	184	65	1	1,374

2 日中活動系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	生活介護	自立訓練 （機能）	自立訓練 （生活）	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	療養介護	計
広島	80	4	9	23	42	108	1	267
広島西	12	0	0	1	2	11	3	29
呉	23	0	3	11	6	30	1	74
広島中央	25	1	3	10	5	22	4	70
尾三	27	0	3	14	6	40	0	90
福山・府中	51	0	0	16	26	59	1	153
備北	14	1	1	2	2	12	1	33
計	232	6	19	77	89	282	11	716

3 障害児通所支援事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

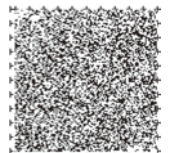
（単位：箇所）

圏域	支援の種類					計
	児童発達支援 （センター）	児童発達支援 （センターを除く。）	医療型児童 発達支援	放課後等デ イサービス	保育所等 訪問支援	
広島	6	40	2	177	6	231
広島西	2	2	0	23	2	29
呉	1	12	0	21	2	36
広島中央	1	8	1	26	4	40
尾三	3	14	0	21	6	44
福山・府中	3	25	1	62	10	101
備北	1	3	0	7	1	12
計	17	104	4	337	31	493

4 居住系サービス事業所数（平成 29（2017）年4月1日現在）

（単位：箇所）

圏域	障害者支援 施設	グループ ホーム	福祉型障害 児入所施設	医療型障害 児入所施設	指定医療 機関	短期入所	計
広島	26	39	4	1	0	58	128
広島西	4	8	0	1	2	20	35
呉	3	10	0	1	0	18	32
広島中央	12	13	2	3	1	19	50
尾三	5	19	0	0	0	17	41
福山・府中	9	20	2	1	0	23	55
備北	5	8	1	1	0	13	28
計	64	117	9	8	3	168	369



VI 用語解説

あ 行

■ アクセシビリティ (P56)

障害者や高齢者を含めたあらゆる人がどのような環境にあっても、ホームページなどの情報システムへのアクセスがし易い環境を保障することやその目安のことをいいます。

■ 一般就労移行者 (P45)

目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことをいい、就労継続支援A型の利用者を含みません。

■ 医療保護入院 (P24)

入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはありませんが、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等の同意があれば入院させることができる入院制度のことをいいます。

■ 音声コード (P56)

印刷物の活字情報を2次元コード化し、印刷物に貼付することで、音声情報を提供できるようにしたものです。

か 行

■ 介護支援専門員 (P26)

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受け、要介護者等からの相談に応じて適切な居宅サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う人をいいます。

■ キャリアパス制度 (P18)

職員のキャリアアップの道筋や基準・条件等を明確化することを意味しますが、障害福祉サービス事業所等においては、職員の任用要件や資質向上のための計画等を定め、職員に周知すること等により、処遇改善加算の対象となります。

■ クローズドキャプション (P55)

表示・非表示を切り替えることができる字幕のことで、映像内に使われている音声情報の内容を、聴覚障害者に伝えるために文字情報として表示する技術をいいます。

■ 高次脳機能障害 (P22)

脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のことをいいます。

■ 工賃 (P53)

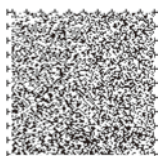
福祉的就労を行っている事業所が、雇用契約を締結していない利用者に対して「生産活動に係る収入から生産活動に係る経費を控除した額に相当する額」として利用者に支払うものです。

■ こころの電話 (P20)

臨床心理士などによるこころの健康に関する問題や悩みごとなどの電話相談窓口のことです。電話番号：082-892-9090

■ コメディカルスタッフ (P21)

医師や歯科医師以外の医療協同従事者の総称で、看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士などを指します。



さ 行

■ サービス管理責任者（P40）

指定障害福祉サービス事業所などにおいて、利用者の個別支援計画の策定・評価など、サービス提供のプロセス全体の管理を行う人をいいます。

■ 実雇用率（P47）

算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合を指します。

■ 児童発達支援管理責任者（P40）

指定障害児通所・入所施設において、利用児の個別支援計画の策定・評価など、支援のプロセス全体の管理を行う人をいいます。

■ 重症神経難病患者（P21）

筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病、脊髄小脳変性症など、神経の病気の中ではっきりした原因や治療法がないもの（神経難病）に罹患し、症状が重い患者のことをいいます。

■ 障害者差別解消支援地域協議会（P16）

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者にとって身近な地域（県、市町）において設置することができるとされ、ネットワークを構築し情報の共有化や専門知識を持ち寄り、主体的な取組を行うための協議を行う組織をいいます。

■ 障害児保育（P80）

障害児保育施設で、障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所、幼稚園や幼保連携型認定こども園で健常児と一緒に保育する場合があります。

■ 精神科救急医療施設（P28）

緊急に治療を必要とする精神疾患を有する方に対して24時間対応で診療（入院も含む）に応じることができる精神科の病院をいいます。県内の西部、東部ブロックで輪番制をとっています。

■ 精神科救急情報センター（P28）

精神疾患のある方やその家族の方から電話相談（24時間応需）を受け付け、情報を提供し、必要に応じて各医療機関との連携を行っています。

■ 精神保健福祉相談員（P20）

市町、精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行う職員のことをいいます。精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士か医師、認定講習を受けた保健師等で都道府県知事または市町村長が任命します。

■ 相談支援専門員（P26）

指定相談支援事業所などにおいて、障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス利用計画の作成をはじめ全般的な相談支援を行う人をいいます。

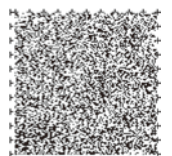
た 行

■ 地域生活移行者（P11）

成果目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含みます。

■ デイジー版（P55）

音声データをデジタル化したCD-ROM版図書のことで、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴です。



な 行

■ 難病対策センター (P23)

難病医療専門員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など、難病対策の拠点として設置しているものです。

■ ノーマライゼーション (P17)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいいます。

は 行

■ 発達障害 (P17)

発達障害者支援法第2条の規定によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■ ピアカウンセリング (P33)

患者又は患者の家族が、同じ悩みを持つ患者等からの相談を受け、解決に向けた援助や助言を行います。

■ ひきこもり相談支援センター (P20)

ひきこもりに関する本人、家族等からの相談窓口（電話、面接、訪問等）です。電話番号：西部センター082-942-3161、中部・北部センター082-893-5242、東部センター0848-66-0367

■ 広島いのちの電話 (P20)

こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休で対応しています。電話番号：082-221-4343

■ ひろしまS-1サミット (P17)

平成23（2011）年度から毎年開催している、障害者就労支援事業所で製造しているお菓子の品評会のことです。平成24（2012）年度からスイーツ、スナック、施設、作業所の頭文字のSと県外からの参加も呼び掛けてグランプリを競うことから「サミット」と命名しました。

■ 広島県地域生活定着支援センター (P24)

高齢や障害を有するなどの理由により、矯正施設退所後、福祉的支援を必要とする者に対して、保護観察所と協働して福祉サービスなどを利用できるよう支援する機関のことです。

■ 広島県福祉サービス運営適正化委員会 (P38)

福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより、利用者の権利を擁護することを目的として社会福祉法に基づき設置された第三者機関です。委員は、中立公正な立場から多様な事例に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験者で構成されています。

■ 広島口腔保健センター (P20)

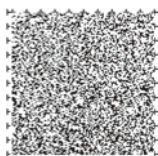
一般の歯科診療所で歯科治療等を受けることが困難な障害児（者）や要介護者等に対し、安心安全な歯科医療を提供するための拠点施設です。一般社団法人広島県歯科医師会が開設し、運営しています。

■ ひろしま版ネウボラ (P79)

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する子育て・見守り拠点です。

■ ふれ愛プラザ (P17)

紙屋町地下街「シャレオ」にある福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペースのことをいいます。



■ パARENTメンター (P40)

発達障害者の子供を持つ保護者等であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して心のサポートを行う人をいいます。県が開催するペアレントメンター養成研修を受講した人が任命されます。

■ パARENTメンター・コーディネーター (P40)

ペアレントメンターが活動する事業の企画・調整等を担う市町職員等のことをいいます。県が開催するペアレントメンター・コーディネーター養成研修を受講した人が任命されます。

■ 放課後児童クラブ (P78)

昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室など身近な社会資源を利用して、その育成、指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設です。

■ 法定雇用率 (P47)

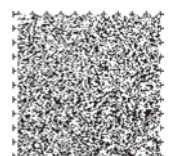
「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた、事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合を指します。平成 30（2018）年 4 月から、一般の民間企業 2.2 パーセント、国・地方公共団体並びに特殊法人等 2.5 パーセント、教育委員会 2.4 パーセントとなっています。

ま 行**■ マルシェ (P54)**

障害者就労施設等での農業への取組状況の紹介や農産物・加工品等の展示・即売会（市場）のことをいいます。

ら 行**■ レスパイト (P22)**

「休息」「息抜き」「小休止」という意味で、福祉の分野では、在宅で障害児（者）や高齢者などを介護している家族に、支援者が介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと、またはそのようなサービス（短期入所等）のことをいいます。



Ⅶ 障害福祉計画・障害児福祉計画作成に係る検討組織

1 広島県障害者施策推進協議会 (平成30(2018)年3月31日現在)

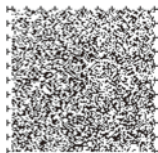
氏名	所属及び職名	備考
井上 一成	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
井本 健一	広島県建築士会 副会長	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
金子 麻由美	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 副会長	
上川 克己	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事	
衣笠 正純	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事	
草道 敏子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
高垣 廣徳	広島県市長会（東広島市長）	
國生 拓子	広島大学大学院 教授	
後藤 淳子	広島難病団体連絡協議会 会長	
皐月 利夫	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
関川 章子	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
寺尾 明	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
西村 いづみ	県立広島大学 講師	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
山崎 純治	広島障害者職業センター 所長	
渡邊 弘司	一般社団法人広島県医師会 常任理事	会長
菊間 秀樹	広島県健康福祉局長	

策定に関わっていただいた前委員

藏田 義雄	広島県市長会（東広島市長）	
-------	---------------	--

※ 敬称略，県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体



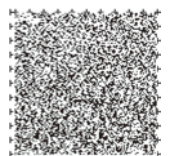
2 広島県障害者自立支援協議会

(平成30(2018)年3月31日現在)

氏名	所属及び職名	備考
安藤 公二	県立障害者リハビリテーションセンター総合相談課 課長	
石井 知行	一般社団法人広島県精神科病院協会 会長	会長
大歳 雅司	東広島市福祉部障害福祉課 課長	
岡本 智恵子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 会長	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
片岡 信彦	広島労働局職業安定部職業対策課 課長	
金子 百合子	広島県精神障害者支援事業所連絡会 幹事	
鎌田 淳	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
河野 克典	三原市保健福祉部社会福祉課 課長	
後藤 淳子	広島難病団体連絡協議会 会長	
近藤 啓太	高次脳機能センター 副高次脳機能センター長	
副島 宏克	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 会長	
西山 堅太郎	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平岡 辰士	社会福祉法人静和会 府中地域障害者生活支援センターは〜と&は〜と 所長	
前川 昭夫	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長	
山田 正史	社会福祉法人つつじ 理事長	
横藤田 誠	広島大学大学院 社会科学部 教授	
米川 晃	広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会 会長	
岩崎 和浩	広島県健康福祉局障害者支援課 課長	
海島 照美	広島県健康福祉局健康対策課 課長	
柴田 勉	広島県商工労働局雇用労働政策課 課長	
井本 昌一郎	広島県商工労働局職業能力開発課 課長	
西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課 課長	

※ 敬称略、県関係職員を除き五十音順

※ 【 】は推薦団体



Ⅷ 障害福祉計画・障害児福祉計画の作成経過

策定経過

平成29（2017）年	
5月22日	計画作成に係る基本的な考え方を市町へ提示
6月2日	平成29年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について協議）
6月7日	平成29年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について審議）
8月9日～8月25日	障害福祉サービス等の実施に係る事業所アンケート調査の実施
9月1日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の一次集計
9月15日～9月29日	障害保健福祉圏域連絡会議の開催
11月30日	成果目標及び障害福祉サービス等見込量の市町報告値の二次集計
12月13日	平成29年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の素案を協議）
12月20日	平成29年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の素案を審議）
平成30（2018）年	
1月18日	平成29年度第3回広島県障害者自立支援協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案を協議）
1月23日	平成29年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催 （第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案を審議）
1月25日～2月23日	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
3月末	計画作成

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

平成30（2018）年1月23日開催の広島県障害者施策推進協議会で審議された「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画（案）」を公表し、意見募集を実施しました。

実施期間	平成30（2018）年1月25日～平成30（2018）年2月23日
公表場所	広島県行政情報コーナー、広島県ホームページ 広島県健康福祉局障害者支援課、各厚生環境事務所（支所）
受付方法	郵便、ファックス、電子メール、電子申請、障害者支援課窓口
御意見があった主な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の意思決定支援の普及・啓発 ・障害者差別解消、権利擁護推進のための条約制定 ・発達障害児（者）の支援の充実 ・障害福祉サービス等の確保のための人材確保 ・優先調達の執行体制の確立 ・障害児の保育所・幼稚園、学校等への受入れ体制 など

